

議案第94号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.16」を「100分の7.17」に改め、同条第2号中「4万2,100円」を「4万5,000円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.28」を「100分の2.42」に改め、同条第2号中「1万3,200円」を「1万5,100円」に改める。

第15条の16中「20万円」を「22万円」に改める。

第16条の4第2号中「1万6,600円」を「1万6,200円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同条第1号ア中「2万9,470円」を「3万1,500円」に改め、同号イ中「9,240円」を「1万570円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」を「1万1,340円」に改め、同条第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同号ア中「2万1,050円」を「2万2,500円」に改め、同号イ中「6,600円」を「7,550円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,100円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同号ア中「8,420円」を「9,000円」に改め、同号イ中「2,640円」を「3,020円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,240円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,315円」を「6,750円」に改め、同号イ中「1万525円」を「1万1,250円」に改め、同号ウ中「1万6,840円」を

「1万8,000円」に改め、同号エ中「2万1,050円」を「2万2,500円」に改め、同条第2号ア中「1,980円」を「2,265円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,775円」に改め、同号ウ中「5,280円」を「6,040円」に改め、同号エ中「6,600円」を「7,550円」に改める。

第24条の4第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定等するほか、健康保険法施行令等の一部改正を踏まえ、出産育児一時金の支給金額を改正するとともに、所要の改正をする必要がある。